

介護老人保健施設ばたん園 通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	介護老人保健施設 ばたん園
・開設年月日	平成6年4月19日
・所在地	熊本市南区御幸笛田6丁目8番1号
・電話番号	096-370-1222
・ファックス番号	096-370-1123
・理事長	富島 三貴
・施設長	橋口 玲子
・介護保険指定番号	介護老人保健施設 4350180107号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設ばたん園は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練の他、必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保険施設サービスや（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションといった在宅サービスを提供することで、ご利用者に対しては、その能力に応じた日常生活を営み、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように、また、在宅においては、ご利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解をいただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設ばたん園の運営方針]

介護老人保健施設ばたん園は、地域に密着した介護老人保健施設の運営に努めます。

ご利用者・ご家族の方に対してよりよい有機的できめ細かいサービスを提供できるように努力します。また、何よりも心のケアを大切にし、食事・リハビリテーション・レクリエーションにおいては良質且つ生き甲斐となる内容を研究実践致します。同時に、安らぎと暖かみのある療養環境作りに努めます。

(3) 施設の職員体制（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

① 管理者	1人
② 医師	1人以上
③ 看護職員	2人以上
④ 介護職員	6人以上
⑤ 支援相談員	1人以上
⑥ 理学療法士・作業療法士	1人以上
⑦ 管理栄養士	1人以上

(4) 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- ① 祝祭日を含む、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
但し、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。（家族及び本人の希望が多い場合は、この限りではない）
- ② 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とする。
但し、延長対応を実施する。

(5) 利用定員

通所リハビリテーションの利用定員数は、55人とする。

(6) サービス内容

① (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案

② 食事 (食事は原則として食堂でお取りいただきます。)

朝食 8:00～

昼食 12:30～

夕食 18:00～

③ 入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者には特別浴槽で対応します。通所リハビリ利用者は、ケアプランに基づきご利用いただけます。)

④ 医学的管理

施設医により必要がある場合にはいつでも診察いたします。施設医の休日等は御幸病院の医師が緊急に対応します。

また、通所リハビリテーション利用中は、原則として他の医療機関への受診等はできません。

但し、当施設の医師が必要と判断した場合は、紹介状 (診察状況に関する情報) をお書きいただきますのでそれを持参しての受診となります。尚、投薬についても同様です。

⑤ 排泄 (ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適当な援助を行います。)

⑥ 機能訓練 (理学療法士・作業療法士によりリハビリテーション実施計画書に基づき機能訓練を行い、身体機能の維持・向上に努めます。)

⑦ 相談援助サービス (ご利用者とその家族からのご相談に応じます。)

⑧ その他

*これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

(7) 身体拘束等について

当施設は、原則としてご利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該ご利用者または他のご利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。

(8) 褥瘡対策等

当施設は、ご利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備しています。

5. 個人情報保護法について

当施設とその職員は、業務上知り得たご利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、ご利用者及び身元引受人から予め同意を得た上で行うこととします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等の情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合はご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

6. 記録の開示の申請について

(1) 事務室内にある申請用紙により開示の請求ができます。

(2) 申請者はご利用者本人または法定代理人に限ります。ご本人であることが証明できる確認書類 (保険証・運転免許証など) をご持参ください。

- (3) 申請書の提出後は、請求が正規のものと判断、記録類の準備ができ次第、申請者ご本人へ開示の日時をご連絡いたします。

7、協力医療機関

当施設では、以下の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

- ・名 称 御幸病院
- ・住 所 熊本市南区御幸笛田 6 丁目 7 - 4 0
- ・名 称 伊東歯科口腔病院
- ・住 所 熊本市中央区子飼本町 4 番 1 4 号

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

8、施設利用に当たっての留意事項

【共通】

喫煙
建物及び敷地内での喫煙は、固くお断りいたします。
設備・備品の利用
施設内の居室や設備、備品は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
金銭・貴重品の管理
必要以上の金銭・貴重品・装身具及び身の回りの品については、自己の責任で管理してください。また、紛失及び破損については責任を負いかねます。
迷惑行為等
騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみに他の利用者の居室には立ち入らないでください。
動物飼育
施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断り致します。

9、非常災害対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設ぼたん園消防計画」に基づき対応します。
防災設備	スプリンクラー設備、消火器、屋内消火栓、避難口、防火戸、自動火災報知器、非常通報装置、非常警報設備、誘導灯、避難器具（すべり台）、防火用水、非常電源設備など
防災訓練	年 2 回以上（昼間想定 1 回以上、夜間想定 1 回以上）
防火管理者	黒土 達也

10、事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、ご利用者に対し必要な措置を行います。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

11、衛生管理

ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回検便を行います。

4 定期的に、鼠族・昆虫の駆除を行います。

12, 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

13, 要望及び苦情等の相談窓口

当施設には要望及び苦情等の責任者としてリスクマネジャーを配置しておりますので、お気軽にご相談下さい。また、各階に備えつけられた「ご意見箱」を利用して直接管理者にご意見されることもできます。

担 当 者	事務 黒土 達也 支援相談室 里井 宏之
電 話 相 談	[代表] 096-370-1222

以下の窓口でも相談を承っています。

利用者苦情相談窓口

- 熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
〒862-0911 熊本市東区健軍1丁目18番7号
TEL 096-214-1101 FAX 096-214-1105
- 熊本市高齢介護福祉課 介護事業指導室
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
TEL 096-328-2793 FAX 096-327-0855

14, その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、お気軽にご利用下さい。

通所リハビリテーションについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションは、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、心身の機能の維持回復を図るために、当施設を利用して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

このサービスを提供するにあたっては、医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供に関わる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、ご利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくことになっております。

3. 利用料金

ばたん園 通所リハビリテーション料金表を参照